



利用規約【翻訳者様用】

委託者トランススマート株式会社(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)とは、甲が乙に対して委託する業務(以下、委託業務という。)について、以下の規約(以下「本規約」という。)に従うものとする。乙がこの規約に同意した場合、本規約を契約内容とする契約(以下「本契約」という。)が成立する。

第1章 共通利用規約(受託翻訳・クラウド翻訳)

第1条(目的)

本規約は、甲の乙に対する委託業務を円滑に遂行するため、相互の権利義務について規定することを目的とする。

第2条(委託業務の内容)

- 1 本契約に基づく甲の乙に対する委託業務は、次のとおりとする。
 - (1) 翻訳業務
 - (2) 校正業務
 - (3) 編集業務
 - (4) その他、前各号に付随する業務で、甲乙が別途合意した業務
- 2 乙は委託業務を善良なる管理者の注意義務をもって遂行するものとする。
- 3 甲は乙に対し、委託業務の遂行上必要な資料を提供しなければならない。

第3条(適用範囲)

- 1 本契約は、甲乙間の委託業務に関する個々の契約(以下「個別契約」という。)に適用されるものとする。
- 2 前項にかかわらず、甲乙合意の上、個別契約において本契約と異なる定めをした場合は、個別契約が優先するものとする。

第4条(個別契約)

- 1 甲および乙は、委託業務の具体的な内容、納期、納入形式、業務委託料、業務委託料の支払期限、その他の条件等、委託業務遂行に必要な事項に関し、個別契約を締結するものとする。
- 2 個別契約は、甲が前項の事項を記載した書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)を発行し、乙がこれを受諾した時に成立する。なお、当該書面は、「個別契約書」、「発注書」、「申込書」等、その形式は問わないものとする。

第5条（成果物の納入と検収）

- 1 乙は、個別契約に定める期日までに、委託業務による成果物を納入し、甲は個別契約に定める期日までに適正な検査を完了させ、その結果を乙に対して通知し、合格するまで乙による成果物の補修と甲による適正な検査を行い、合格をもって成果物の検収完了とする。
- 2 乙は、個別契約に定める期間内に、委託業務の検収完了をできないおそれがある場合、遅滞なくその理由および遅延日数の見通しを甲に通知し、甲と対応を協議するものとする。
- 3 前項にかかわらず、遅延の理由が甲の責に帰すべき事由による場合、個別契約に定めた期日は延長されるものとし、当該期日の延長期間、延長に伴う業務委託料の増額、その他個別契約の条件変更につき、甲乙協議の上決定するものとする。

第6条（不可抗力）

前条の定めにかかわらず、天災地変、戦争、暴動、内乱、疾病、法令の制定・改廃、社会的な通信インフラの遮断、その他これらに準ずる不可抗力により成果物を期日までに納入することが困難な場合、乙は甲に対し、納入遅延の責を負わない。

第7条（契約不適合責任）

- 1 甲は、第5条に基づき検収完了した成果物について、検収完了日から起算して2か月以内に、当該成果物はその品質について、個別契約に定めた事項に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見して乙に通知した場合に限り、当該成果物を返品することができ、乙は、自己の責任においてその契約不適合を修正し、成果物をすみやかに甲に納入するものとする。
- 2 前項にかかわらず、当該契約不適合が、甲が乙に提供した翻訳原文や資料等に起因する等、乙の責に帰すべき事由によらない場合、乙は本条の責任を負わない。
- 3 本条第1項の契約不適合により甲が損害を被った場合、乙は、甲が直接かつ現実に被った損害を賠償するものとする。

第8条（危険負担）

個別業務の遂行に際して乙から甲へ納品すべき成果物がある場合、引渡しの完了前に生じた成果物の滅失、毀損、その他全ての危険は、乙がこれを負担する。ただし、滅失、毀損等が専ら甲の責めに帰すべき事由により生じた場合にはこの限りでない。

第9条（費用負担）

乙が個別業務を遂行するために要する費用は、別途合意したものを除き全て乙の負担とする。

第10条（再委託）

- 1 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合、委託業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。
- 2 乙は、再委託者に対し、自身と同様の義務を負わせるものとし、甲に対して、再委託業務内容について全責任を負うものとする。

第11条（秘密保持義務）

- 1 甲および乙は、個別契約の履行のために知り得た、相手方の技術上、営業上、その他業務上の情報のうち、開示時ないし開示後に秘密である旨明示された情報（以下「秘密情報」という。明示時点で秘密情報となる。）を厳重に管理し、相手方の書面による同意がない限り、第三者（公認会計士、弁護士等、法律上守秘義務を負う者および乙の再委託先を除く。）に漏洩してはならない。ただし、以下各号の情報は本条の秘密保持義務の対象とならない。
 - (1) 相手方から開示された時点で公知であった情報。
 - (2) 相手方からの開示後、自己の責めによらず公知となった情報。
 - (3) 第三者から、秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報。
 - (4) 相手方から開示された情報によることなく、独自に開発した情報。
- 2 前項の定めにかかわらず、甲および乙は、公的機関から法令に基づく開示の命令を受けた場合、合理的に必要な範囲で秘密情報を開示できるものとする。なお、甲および乙は、当該命令を受けた場合、すみやかに相手方にその事実を通知するものとする。
- 3 甲および乙は、相手方の秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、本契約および個別契約遂行の目的以外に使用してはならない。
- 4 甲および乙は、相手方の要請があった場合、すみやかに秘密情報を返却ないし破棄しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に秘密情報を開示する場合には、自己が負う本条の義務と同等の義務を再委託先に課すものとする。

第12条（個人情報）

甲および乙は、本契約および個別契約において個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律に従い、適切に対応するものとする。また、乙は、甲が公開している以下のプライバシーポリシーに同意するものとする。

[個人情報保護方針（プライバシーポリシー） | クラウド翻訳のトランススマート](#)

第13条（著作権・知的財産権）

- 1 委託業務遂行の過程で生じた成果物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）、その他の知的財産権は、業務委託料の支払いをもって、乙から甲に移転する。
- 2 前項の移転後、乙は甲に対し、成果物の著作者人格権を行使しない。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲および乙は、相手方に対し、以下の各号について表明及び保証する。
 - (1) 自らおよび自らの役員、実質的に経営権を有する者若しくは従業員、親会社若しくは子会社（以下併せて「役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、匿名流動型犯罪グループ、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと
 - (2) 自らおよび役員等が反社会的勢力でなかったこと
 - (3) 自らおよび役員等が反社会的勢力に対し資金または役務提供等をしていないこと、反社会的勢力と何らかの取引をしていないこと、その他反社会的勢力と何らかの関係を持っていないこと
- 2 甲および乙は、前項に関する違反を発見した場合は、直ちに相手方に対しその旨を通知するものとする。
- 3 甲または乙が本条第1項各号のいずれかに違反した場合、相手方は、何等通知催告を行うことなく、本契約または個別契約の全部または一部を解除することができる。
- 4 甲または乙は、前項の定めにより本契約または個別契約を解除したときは、これによって生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。
- 5 甲および乙は、本条第3項の定めにより本契約または個別契約を解除したことにより相手方に損害が生じても、その責を負わないものとする。

第15条（解除）

- 1 甲および乙は、相手方が本契約または個別契約のいずれかの条項に違反し、これを是正するよう相当期間を定めて相手方に対して催告したにもかかわらず、相当期間内に当該違反が是正されない場合、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。
- 2 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当したときには、何らの通知催告を要せず、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 差押・仮差押・仮処分・滞納処分・強制執行・競売の申立等を受けたとき、破産・民事再生・特別清算・会社更生の手續開始の申立があったとき、またはそれ

- らのおそれがあると合理的に認められるとき
- (2) 監督官庁より営業停止・取消等の処分を受けたとき
 - (3) 手形・小切手を不渡りにする等、支払不能状態に至り、またはそのおそれがあると認められるとき
 - (4) 相手方に公序良俗に反する等の行為があり、他方当事者において取引の継続を不当と認めたとき
 - (5) その他上記各号の一に準ずる事由があったとき
- 3 甲および乙は、前項各号の一に該当した場合には期限の利益を喪失し、相手方に対して負担する一切の残債務を直ちに弁済しなければならない。
- 4 甲および乙は、本契約または個別契約を解除した場合、これによって直接かつ現実に生じた通常の損害の賠償を相手方に請求することができる。
- 5 甲は、本契約または個別契約が解除された場合、納入前の成果物（作成途中のものを含む。以下本項において同じ。）について、その完成度合に応じて、甲乙協議して算定した金額を乙に支払うものとし、乙は、当該成果物を甲に引き渡すものとする。

第16条（損害賠償）

甲および乙は、本契約または個別契約に違反して相手方に損害を与えた場合において、自らの責に帰すべき事由が認められるときは、直接かつ現実に生じた通常の損害を賠償する責を負うものとする。

第17条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約および個別契約上の地位または権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、貸与、担保に供しまたは引き受けさせてはならない。

第18条（法令の遵守）

甲および乙は、本契約および個別契約の履行に際して適用される一切の諸法令を遵守する。

第19条（有効期間）

本契約の有効期間は、●年●月●日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれかの書面による解除の申出がない限り、本契約は、有効期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件で効力を有するものとし、以後の更新も同様とする。



第20条（準拠法）

本契約は、日本法を唯一の準拠法として解釈される。

第21条（専属的合意管轄）

本契約または個別契約に関する一切の紛争に関し、協議により解決しない場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（存続条項）

本契約の期間満了、解除その他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合においても、第7条（契約不適合責任）、第12条（個人情報）、第13条（著作権・知的財産権）、第14条（反社会的勢力の排除）第4項および第5項、第15条（解除）第3項ないし第5項、第16条（損害賠償）、第17条（権利義務の譲渡等の禁止）、第20条（準拠法）、第21条（専属的合意管轄）及び本条の各規定は、なお有効に存続し、第11条（秘密保持義務）の規定は本規約終了後も1年間有効に存続するものとする。

第23条（相談窓口等）

乙は、妊娠、出産もしくは育児又は介護により、個別業務の遂行に支障をきたす場合又は甲の役員もしくは従業員よりハラスメントを受けた場合、別途書面で通知するハラスメント窓口担当者に申し出ることができる。

第24条（誠実協議）

本契約および個別契約に定めのない事項または本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

第2章 クラウド翻訳サービス利用規約

甲および乙は、乙が甲の提供するクラウド翻訳サービス（以下、本サービスという）を利用する場合、第1章に定めた規約の他、本章の規約に従うものとする。

第25条（目的）

本規約は、本サイトにて提供する本サービスを円滑に利用するために適用される。

第26条（会員登録）

1 乙は、本サービスを受けるため、甲が運営する TRANSMART（以下「本サイト」

という。)の会員になることを要する。

- 2 本サイトの会員登録手続きができるのは、乙本人（個人、法人を問わない）に限るものとする。
- 3 乙は、自らが登録した情報の正確性・真実性等について責任を負うものとする。
- 4 甲は、乙が以下の各号に該当する場合、会員登録を受け付けない、または登録後（会員になった後）であっても取り消すことがある。
 - (1) 乙が入力した情報が虚偽である場合
 - (2) 乙が乙からの電子メールを受信できない場合
 - (3) 乙が未成年者であった場合
 - (4) 乙が本規約に違反する行為を行った場合
 - (5) その他、乙が前各号に類すると判断した場合

第27条（パスワードの管理）

- 1 乙は、登録したパスワードについて、第三者への貸与、譲渡等を行ってはならない。
- 2 パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用により乙が被った損害については、乙自身の責任として、甲は免責されるものとする。
- 3 乙は、パスワードの登用や第三者による使用が判明した場合、ただちにその旨を甲に通知し、その指示に従うものとする。

第28条（遵守・同意事項）

乙は、以下を遵守し、同意する。

- (1) 本サービスを利用するためのインターネット通信環境、PC等の端末、ソフトウェア等は乙の費用と責任において準備するものとする。
- (2) 乙は、本サービスを利用して会員（委託者）と直接業務委託契約および金銭の授受をしてはならない。
- (3) 乙は、本サービスの利用を通じて取得した会員（委託者）についての全ての情報を秘密情報をして保持し、第三者に漏洩してはならない。
- (4) 乙は、自身の翻訳能力が会員（委託者）により評価され、公開されることについて同意し、その判定結果について甲が何ら関与せず、責任を負わないことを承諾する。

第29条（その他禁止事項）

乙は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 甲または第三者の著作権等の知的財産権を侵害する行為
- (2) 重複して会員登録をする行為

- (3) 甲または第三者を誹謗中傷し、または第三者の名誉・信用を毀損する行為
- (4) 不正なアクセスにより情報を改ざん、消去する行為
- (5) 他者になりすます行為
- (6) 有害なコンピュータープログラムを送信する行為
- (7) 本サイトを利用して、他者に対して、広告・宣伝・勧誘する行為
- (8) 甲が提供するサービスに無権限でアクセスし、その利用ないし運営に支障を与える行為
- (9) 他者の会員登録情報を取得する行為
- (10) 他者が本サービスを利用するのを妨げる行為
- (11) 前10号と同等の悪質な行為

第30条（免責事項）

- (1) 甲は、専ら甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスが正常に機能することを保証しない。
- (2) 甲は、専ら甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、パスワード情報流出、データ消失等、乙がサービスを利用することにより生じた損害について責任を負わない。
- (3) 甲は、乙の能力を判定する翻訳能力判定システムの正確性について保証しない。

第31条（退会）

乙が退会を希望する場合は、所定の手続により行うものとする。ただし、以下の場合は退会することができない。

- (1) 自らが受注した委託業務が終了していない場合
- (2) 自らが受注した委託業務に対する報酬を支払っていない場合
- (3) その他、乙が退会することについて不都合があると甲が判断した場合